

水道用水の供給に関する基本協定書

亀岡市と南丹市（以下「両市」という。）は、水道用水の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（用水供給の実施）

第1条 両市の水道事業経営の合理化及び業務の効率化を図り、もって両市住民への水道サービスの向上に資するため、亀岡市は、その所有する水道施設を使用して南丹市に水道用水を供給する。

（用水供給の開始時期）

第2条 前条に規定する水道用水の供給（以下「用水供給」という。）の開始時期は、令和3年度とする。

（供給水量）

第3条 水道用水の一日最大給水量は、水道法第26条の規定により認可を受けた給水量とする。

（使用施設）

第4条 用水供給は、亀岡市が現に保有する水道施設の総体を使用して行う。

2 前項の水道施設のうち主として使用する施設は、千代川浄水場系に属する取水、浄水、送水及び配水施設とする。

3 第1項の施設のほかに用水供給に必要とする施設は、南丹市が同市の費用負担により設置し、及び管理する。

（用水供給事業の経営）

第5条 用水供給の実施に当たり、亀岡市は、水道法第3条第4項に規定する水道用水供給事業（以下「用水供給事業」という。）の経営について同法第26条に規定する事業認可を取得するものとする。

2 用水供給事業の経営は、地方公営企業法第2条第1項の規定により亀岡市水道事業において同法の規定を適用して行う。

（用水供給の料金）

第6条 亀岡市は、用水供給について地方公営企業法第21条第1項の規定により南丹市から用水供給料金（以下「料金」という。）を徴収する。

2 料金は、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、公正妥当、かつ、両市の水道事業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

3 料金に関することは、地方自治法第228条第1項の規定により亀岡市の条例で定める。

(相互協力)

第7条 両市は、水道事業の健全な経営と水道サービスの向上を図るため、水道事業全般において相互に協力を行う。

(その他)

第8条 法令、亀岡市条例及び条例に基づく規程並びにこの協定で定めるもののほか、用水供給の実施について必要な事項は、両市の協議又は契約その他の取り決めにより定める。

この協定の締結の証として正本2通を作成し、各自1通を保有する。

令和元年 月 日

京都府亀岡市安町野々神8番地
亀岡市長 桂川孝裕

京都府南丹市園部町小桜町47番地
南丹市長 西村良平